

教育勅語と小原國芳先生

坪 田 庸 子

目 次

はじめに

I 教育勅語について

1. 教育勅語が渙発されるまで
2. 教育勅語の渙発
3. 教育勅語が渙発されて

II 小原國芳先生の教育勅語論

1. わが国の特質は何か
2. 教育勅語論

III 戦時体制下の小原國芳先生

1. 戦前・戦中の小原國芳先生
2. 戦後の小原國芳先生

むすび

引用文献・参考文献

なお、小原國芳先生の著書に関しては次の記号を用いる。

- | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|-----|--------|
| 小原國芳著『教育の根本問題としての宗教』玉川大学 | 昭和48年版 | (根) | 頁 |
| 『教育論文・教育随想 3』 | 〃 | (論) | ③ 頁 |
| 『 〃 〃 4』 | 〃 | | |
| 『 〃 〃 5』 | 〃 | | |
| 『 〃 〃 6』 | 〃 | | |
| 『 〃 〃 7』 | 〃 | | 昭和44年版 |
| 『 〃 〃 8』 | 〃 | | 昭和48年版 |
| 『教育講演行脚・身近雑記 3』 | 〃 | (雑) | ③ 頁 |
| 『道徳教授の実際 (1)』 | | (道) | ① 頁 |
| 『 〃 (2)』 | | | 昭和50年版 |
| 加藤仁平他著『増補 新日本教育史』協同出版株式会社 | 昭和48年版 | | |
| 梅根悟監修『世界教育史大系2 日本教育史 II』講談社 | 昭和50年版 | | |
| 長田新監修『日本教育史』御茶の水書房 | 昭和48年版 | | |
| 原田忠四郎著『日本近代教育史』教育図書株式会社 | 昭和48年版 | | |
| 和田洋一監修 同志社大学人文科学研究所 キリスト教社会問題研究会編 | | | |
| 『戦時下のキリスト教運動 1』新教出版社 | 昭和47年版 | | |
| 雑誌『福音と世界』新教出版社 | 昭和53年2月, 3月, 4月 | | |
| 雑誌『歴史読本』新人物往来社 | 昭和53年7月 | | |
| 海老沢有道・大内三郎共著『日本キリスト教史』日本基督教団出版局 | 昭和52年版 | | |

石原謙著『キリスト教と日本』日本基督教団出版局 昭和51年版
 唐澤富太郎著『近代日本教育史』誠文堂新光社 昭和43年版
 イザヤ・ベンダサン著『日本人とユダヤ人』山本書店 昭和49年版
 相賀徹夫編『万有百科大事典 5 日本歴史』小学館 昭和48年版

はじめに

いろいろな批判を受けながらも、御自分の信じることを押し通され、多くの著書を残された小原國芳先生は1977年12月13日に亡くなられた。玉川の卒業生である私は先生の主張される事を世の人々に伝える責任があると思うし、そのために私自身が小原先生の人となりにより正しく理解しなければならないと思う。

前回、私は先生の宗教教育を取上げてみたが、今回は教育勅語論を中心に天皇制問題とも関連づけながら考えて行きたい。

なぜならば、最近、総理大臣①をはじめとして文部大臣②が勅語を取上げ、一方では、賛否両論の投書が新聞を賑わしている。こういう時に、昭和一ケタ代までの人たちは諦めることができる勅語とはいったいどのようなものなのか。それがどのような時代に生れ、どのようにして守られてきたのか。さらに小原先生が著書の中で勅語に対する肯定的な意見を述べられているのを見る時、先生の意見はクリスチャンとしての先生の立場とは矛盾しなかったのだろうかという疑問が生れ、勅語の背景となっている天皇制に対する先生の考え方を知りたいと思ったのである。

まず、教育勅語の全文を書き出してみよう。

教育ニ関スル勅語

朕^ニ惟^フ我^カ皇^祖皇^宗国^ヲ肇^ムル^{コト}
 宏^遠ニ^ニ徳^ヲ樹^ルコト^ト深^厚ナ^リ
 我^カ臣^民克^ク忠^ニ克^ク孝^ニ
 億^兆心^ヲ一^ニシ^テ世^々厥^ノ美^ヲ濟^{セル}ハ
 此^レ我^カ国^体、精^華ニ^シテ
 教^育ノ淵^源亦^実ニ^此ニ^存ス
 臣^隸民^父母^ニ孝^ニ兄^弟ニ^友ニ
 夫^婦相^和シ^友友^相信^シ
 恭^儉己^レヲ^持シ^博愛^衆ニ^及ホ^シ

① 福田赳夫首相

② 砂田重民文部大臣

ガク オサ ゲツ ナラ モツ ナノウ ケイハツ
 学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ
 トク キ ジヤウジユ ススン コウイキ ヒロ セイム ヒツ
 徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ
 ツネ コクケン オモン コクハウ シダガ
 常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ
 イツタンクワンキユツ ギユウコウ ホ モツ
 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ
 ツンジャウスキユツ クワウワン ノヨク
 天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
 カク ゴト ヒト チン ナユウリョウ
 是ノ如キハ独リ朕カ 忠良ノ
 シンミン マタモツ
 臣民タルノミナラス又以テ
 ナンヂンセン キフツ ケンジャツ マ
 爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
 コ ミナ ジフ サ クワウクワウツウ ケクン
 斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ
 シ ソンシンミン トモ ジュンシユ トコロコレ
 子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ
 コ コン ツツ アヤマ
 古今ニ通シテ謬ラス
 コレ ナユウグワイ ホドコ モト
 之ヲ中外ニ施シテ悖ラス
 ナンナンヂンミン トモ ケンケンクワウ
 朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
 ミナソノトク イツ コヒネガ
 咸具徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
 メイジ ニ ジフサンネンゴフグワウサンジフニト
 明治二十三年十月三十日
 ギョク メイ ギョク ジ
 御名御璽^③

Ⅰ 教育勅語について

1. 教育勅語が渙発されるまで

明治初頭、新政府の教育指導者である玉松操・平田鉄胤・矢野玄道等の国学者や皇道主義者の思想は、これからの日本の教育は皇道の道・忠孝の道を確立するべきであり、教育の本源はわが国体に求めるべきであるという基本理念に立却したものであった。が、明治5年(1872)に発布された「学制」^④の趣旨を示す「学事奨励に関する被仰出書」^⑤からは皇道主義の教育理念が姿を消し、19世紀以来欧米に発達した近代教育の理念と学校制度が取入れられ、これによってわが国の文明開化を急速に進展させようとした政府の尽力によって、個人の立身・治産・昌業主義が教育の基本となっていった。

そのため、明治10年代には自由民権運動が高揚したこともあって、明治新政府は政治的な危機を迎え、そうした政治的社会的混乱はそのまま教育界にも大きな影響を与え、特に徳育の混乱をもたらした。それは学制に現れた欧米直輸入的な個人主義的・功利主義的文

③ 加藤仁平他著『増補日本教育史』協同出版社 181頁

④ 明治5年8月3日 文部省布達 第13号別冊

⑤ 明治5年8月2日 太政官布告 第214号

明開化の教育に対する批判，教育の根本理念に向けられたものであった。これに対処するためには文部省よりも高い所から教育の基本方針は指示されるべきであると考えられ，文部省の文教政策の背後にあってこれを決定するものが必要となった。すなわち天皇の権能を大きく顕現させなければならないという思想である。

そのような時に^{ありのり}森有礼の学校令^⑥（帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令）によって教育は制度的な確立をみたが，これは国家主義教育の抬頭を促すことになり，さらに大日本帝国憲法の制定はその国家主義体制を確固たるものとしたのである。

「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」で始まる「大日本帝国憲法」は天皇主権を明記し，わが国最初の立憲的憲法で明治22年（1889）2月11日欽定憲法として発布され，明治23年（1890）11月29日，第一回帝国議会の時から施行された。この憲法はその後約半世紀の間一度の改正も行われることなく，昭和20年（1945）8月，日本が無条件降伏することによって，その一部の効力が停止されることはあったが，昭和22年（1947）5月3日，「日本国憲法」が施行されるまで厳然たる効力をもっていたのである。

天皇制教育の下では，天皇が最高の権威者であり，教育行政と教育指導の両面を掌握している。教育行政面では，学校令でもわかるように，天皇は大日本帝国憲法によって付与された大権を行使して議会の審議を経ずに，勅令という形式によって教育上の法令を随時施行することができ，「その法令は緻密な中央集権的行政機構によって実施できるようになっていたのである。」^⑦ 教育指導面では教育の大本を定めた「教育勅語」が天皇によって明治23年（1890）に公布されたのである。

2 教育勅語の渙発

「端緒になったのは，維新以来の啓蒙的主知主義の教育を批判した明治天皇の意向を明治12年（1879）に侍講の元田永孚^{もとたえいふ}が当時の内務卿伊藤博文，文部卿寺島宗則に「教学大旨」として示し，その中で仁義忠孝・君臣父子の大義を教育の中核として儒教道德の優先を促した」^⑧ ことによるが，その直接の動機となったのは明治23年（1890）2月，東京で開かれた地方長官会議の際に教育の転向に迷っていた地方長官等が「学校教育における徳育は如何にあるべきか」という論議をし，そこで決定した建議によるのである。

この建議は文部大臣榎本武揚を動かし，総理大臣山県有朋を動かして内閣の問題とし，「政府は天皇に奏請すると，天皇はこれを容れ，榎本文部大臣に教育に関する徳育の基礎となるべき箴言を編むことを命じた」^⑨ が，同年5月内閣の改造があり，徳育問題に関連

⑥ 明治16年3月，4月。

⑦ 梅根悟著 前掲書 188頁

⑧ 前掲万有百科大事典 318頁

⑨ 原田忠四郎著 前掲書 143頁

の深い内次官芳川顯正が文部大臣となってこれを引継いだ。

芳川文部大臣は、維新以降のわが国の学校教育上の德育思想が動揺し不安定であるのは「国家の大患」であり、耶蘇も仏陀も儒教諸派も德育の大本でありえないから、わが国の教育における德育は、わが国固有の道すなわち仁義忠孝の道に基づくべきであって、他国にその道を仰ぎ求めるべきではないと考えていた。

文部省としては中村正直に草案を依頼し、一方侍講元田永孚は山県総理と協議の上、儒教的教義にも洋学にも通じ、立憲君主論の雄でもあった井上毅に草案を依頼し、自らも草案を起草した。中村案は「宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教儀ニ類シ」^⑩ていて、「至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信ジテ感激スル者少ナルベシ」^⑪との理由で斥けられ、井上案を中心に元田が加筆して成案を作り上奏したのである。

教育勅語の内容は、

第一段は天皇の徳と臣民の忠節による日本の国体に教育の大本があることを明らかにし、第二段では、忠孝を中心とした14の徳を挙げ、とくに国家の大事に際しては天皇に一身を捧げることが、第三段では、こうした道德律の歴史的根拠を述べ、その普遍妥当性を強調したものである。

3 教育勅語が渙発されて

教育勅語の渙発は、明治初期以降、論争の絶えなかった德育の根本について、不動の結論を与えたものであった。それは単に「德育」問題に限らず、日本教育の根本方針を確定したものであり、「それが大臣副書を伴わない「勅語」という千載不磨の形で下賜されたところに千鈞の重さがあったのである。」^⑫それ以来、学校の下を問わず、すべての学校教育がこの方針に帰一され、さらに青年・成人すべての国民の道德の昂揚、国体観念の涵養のために、この教育勅語が絶対の根拠となったのである。

しかしながら、教育勅語はその教えの実践よりも、その取扱いの神格化が重んじられた感がなくもなく、教育勅語に教示された徳目は、天皇の御命令すなわち「勅語」であるが故に重んじられ、実行されなければならなかったのである。

政府は教育勅語が世論にどのように受けとめられているかを案じたが、勅語が発布されると、当時のマスコミがこぞって勅語の精神を解説し、教育の大本が確定されたこと、教育界の長年の課題が解決されたことを歓迎し、さらに学校では一斉に荘重な奉戴式を挙行了したので、山県総理らの心配は一掃されたのである。

国を挙げて教育勅語の国家主義傾向が行われていった時、きわめて少数ではあったが、

⑩, ⑪ 6月20日 山県宛井上書簡『教育勅語渙発資料集』第2巻 433頁

⑫ 加藤仁平他著 前掲書 193頁

公然とこの国家主義的傾向に対して批判的態度を表明したのはキリスト教徒である。彼らは教育勅語の「諸徳目に反対したのではなく、教育勅語を天皇の權威によって絶対化し、個人の内面的価値までも規制しようとする傾向に反対したのである。」¹³

教育勅語は、初めから偏狭な国家主義的な立場だったわけではなく、次第に極端な国家主義的な見地から競って意義づけられるようになったのであり、日露戦争前後からは帝国主義思想家の具に供されることになっていったのである。こうした傾向は、大正期から昭和期へとますますエスカレートして、超国家主義と軍国主義が国民のすべての思想を圧倒していったのである。教育勅語の解釈もまたこの立場に立って行われ、そこで全く狂信的な実践が強要されて太平洋戦争に突入し、無条件降伏の憂目を見たのである。

II 小原國芳先生の教育勅語論

これまで教育勅語がどのような経過を辿って煥発されたかを見てきた。小原先生と勅語を結びつける前に、先生の勅語観の元になっているわが国の特質に関する見方、考え方を理解しておかなければならない。以下、先生の国体観を概説して見よう。

1 わが国の特質は何か

天照大神が皇孫瓊々杵尊^{ににぎのみこと}に向って与えられた神勅：

「あしはらの ちい お あき の みづほのくには 是わがしそんのきみたるべきのちなり
葦原千百秋之端穗国。是吾子孫可王之地也。

よろしくなんじこう そついでおさめよ ゆけ ほうそ の さかえさんこと
宣爾皇孫就而治焉。行矣。宝祚之隆。

「てんじようとともにきわまりなかるべし」¹⁴を取上げられ、わが国の特色は、

① 君主国体である。

上の神勅にもあるように万世一系の天皇がわが国を統治されることは明治憲法でも明文化されていることであるといわれる。このことはその天皇は国家の主権者として国土と臣民を保護し治められる方であると同時に、臣民は主権者に服従しなければならないということであり、いざという時には主権者の権力をもって絶対服従させることができるのである。君主国体が永遠に鞏固であるためには、この至上絶対の権力が必要であり、わが国の基礎が動かないのは、天皇の偉大な権力がゆるがなかったことによるのである。

② 道徳関係をもっている。

君主と臣民との関係は、権力関係ばかりではなく道徳的關係がなくてはならない。

「徳の關係が何故偉大であるかといえば、本人の力よりも下の方から悦服せられるとそ

¹³ 原田忠四郎著 前掲書 146頁

¹⁴ 道 ② 370頁〔日本書記卷の第2〕

ここに多くの力が集って一団となり、その集った力が大きな偉大な力となるからである。その人が神様に近ければ近いほど偉大なる力を有する方であり、元首として相応しい方である。

我国においては、正に神人にあたるお方でいらせられる。その尊いお方は天皇陛下にましますのである。われわれは日本国民としての生きつ神、^{あらひとがみ}現人神を上^あにいただいていることと位幸福なことではない。」^⑮

同じ上下関係であったとしても権力でがんじがらめになった関係よりも信頼関係のもとにあった方がその関係を永続きさせることは明白である。

③ 天皇は血統関係における主上者である。

天皇は大和民族の一大宗家の家長として君臨しておられる。天皇と臣民との関係は、「一家に家長があり、学校に校長が必要である如く国家には天皇陛下のいらせられることが絶対に必要である。」^⑯

これらのことは先生が明治20年生れであること、鹿児島生れであることからまず理解されよう。明治生れの方たちは一様に忠君愛国の思想を徹底的にたたきこまれたという。先生の考えは儒学者西村茂樹^⑰の考えに類似している。西村はその著書『日本道徳論』^⑱において次のように述べている：

「本邦ノ皇室ノ尊キ事ハ、古来ヨリ世人ノ皆知ル所ニシテ、今更申スモ愚ナル事ナレドモニテ少シモ他系ヲ交ヘスト云フ事ハ、誠ニ世界無比ニシテ、邦人ガ万国ニ対シテ誇ルニ足ルベキハ実ニ此一事ナリ、我等ノ祖先ヨリ以来二千五百余年、此国ノ民ト為リテ一姓ノ天子ヲ戴クトイフ事ハ、誠ニ深キ因縁ニシテ、我國民ガ此皇室ニ対シテ忠誠ヲ尽スベキノ道理ト情義トヲ兼備ヘタル者ナリ」^⑲と、さらに、「本邦ノ皇室ハ本国ト共ニ悠久ナル者ニシテ、万一、皇室ハ本国アラバ、即チ本国ノ變動ニシテ、皇室ノ安泰ナルハ即チ本国ノ安泰ナル者ニ於テヲヤ」^⑳

と、君臣一体の国体を強調している。

小原先生は、日本と外国との相違点については、「わが日本においては、政論の形態が如何に変わろうとも日本そのものは絶対に変わらない。従って外国のような革命は夢にだに想像することも出来ない。わが国においてはアメリカのような大統領の政治は想像もつかない。日本人たるわれわれは天子様なしには生活できないからである。」^㉑と述べられる。

このような考えに先生が至られたのは、先にも述べたように国家主義的な日本精神に熱烈なサツマに生れ、父祖伝来の燃えるような尊皇愛国の教育を受けたこと、祖父が越後口

⑮ 教 ④ 280頁, 教 ⑤ 41頁

⑯ 教 ④ 286頁

⑰ 西村茂樹(1828—1902)教育家・思想家。泊翁と号す。

⑱ 明治20年出版

⑲, ⑳ 日本道徳論 92頁

㉑ 教 ④ 280頁

から若松で戦い、父は十年戦争に参加して官軍に捕えられ、福岡の獄に投じられたが、明治天皇の恩赦によって一年後に帰郷できたこと、兄は日露戦争に出征、御自分は少年電信技手として秘密電報係として枢要部の大事な部署を与えられたことを感謝しておられることである。そして、御自分の愛國論を保守主義と思わないようにと断っておられる：

「ゼヒは問わず、我が国なればです。しかも、國際主義にも徹した私です。二つを一つにしとる私です。特に私の天皇論は今も変わりませぬ。憲法にもハッキリと、『象徴』とありましよう。英語では *symbol* 一億国民の目標です。象徴です。理想です。」^㉔

最近の天皇制に対するさまざまな批判によって、先生の天皇に関する考えの生れた時代的な背景を遡って見ることができる。

近代日本における政治機構は天皇に唯一絶対の統治権をもたせることによって、教育行政に関しては事実上文武官僚がその大権を行使する支配機構である。この支配層が天皇に宗教的權威を与え、天皇を國家の獨立と繁榮のための守護神としたのである。皇祖神の子孫として、國民に君臨する現人神である。さらにこの機構は家族共同体意識を取入れ、天皇は臣民（國民）に対して家父長としての威嚴と親愛の情をもって臨み、臣民（國民）は天皇を畏敬と信賴の思いをもって仕える「情誼的保護關係」^㉕が生れたのである。このことは天皇制意識を培養するうえで、絶対的な効果があった。天皇が絶対的な權威を持つことによって、その忠誠も宗教的なものとなり、無制約的な献身と犠牲が要求されるようになったのである。

2 教育勅語論

小原先生は京大の卒業論文『教育の根本問題としての宗教』（大正8年）の中で「勅語と宗教」という項をもうけられてから、著書の中には必ずと言ってもよいほど明治天皇の教えとしての「五箇条の誓文」^㉖と「教育勅語」を取上げておられる。

「教育勅語」は國民の實踐すべき道德の綱領であり、徳育の大本である。

勅語に関しては姉崎博士^㉗の所論に賛同するものであるとして、姉崎博士の意見を引用される：

「現実主義の勅語観とは何であるかというに、勅語を教育の専有の如く心得たるもので、これ

㉔ 教 ⑤ 56頁

㉕ 土肥昭夫論文『天皇制とキリスト教』（雑誌『福音と世界』昭和53年3月 70頁）

㉖ 明治元年（1868）3月14日

一、広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄各其ノ志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス

一、旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ （原田忠四郎著 前掲書 4頁）

㉗ 姉崎正治（1873—1949）宗教学者・評論家。潮風と号した。

を値として西洋文明を排斥し、また勅語に神とか仏とか宗教のことが現われていないのを偏屈に解して、勅語は宗教を排斥するものの如く心得るものであって、かくの如きものは、皇運扶翼の意義をも、建国の深義をも知らないものである。此の如くにして国体を説き、教育に従事することは、不倫この上もないことである。」²⁶さらに、「勅語によって宗教を排斥せんとするものは終には道の本源を忘れたるものである。宗教と同一源泉なりといえは勅語の尊厳を害うものなどと思うのは、却って勅語と殺し、形式化するものである。」²⁷

先生の御自身の意見としては、

「道德の項目に対して、一貫の根底を見ようともせず、人間の道德生活の事前の理あると思わないのが、勅語に対する偏狭な見解を生む元であって、而して元がまた徳育の効果に遺憾の多い原因である。」²⁸

とされ、宗教との関係を次のように述べられる。

「勅語の御精神も拳々服膺するというに到りては、宗教的偉人と同様の精神を以て自ら道を代表するの覚悟がなければなりません。ことに勅語の御趣旨を宣揚し、発揮するに当りては、また斯道に対する自らの信仰が必要であります。信仰の源泉は一切の徳教の根底になっている不変遍通の真理に基くべきは必然のことです。現に明治大帝は、『目に見えぬ神の心に適うことこそ人の心の誠なりけり』と仰せられたではありませんか。」²⁹

この明治天皇の言葉の出所がわかれば、明治天皇がご自分のことを神と、

「明治天皇は、崩御までご自分のことを神と信じこんでいられたような……」³⁰

ということは根拠のないものであり、明治天皇は目には見えない神、キリスト教の神ではないとしても、神道の神であったとしても、神を認めておられるということになり、明治天皇を再認識し、再評価することができるのではないだろうか。

「道德の源泉と尋ねて、之を仏教に、あるいは儒教に、またキリスト教に、また、神道に発見し得たならば、その宗教を以て勅語の解釈をして何の差支えがありません。勅語を真に生かすところに宗教の大使命があるのです。それは決して宗教を手段に考えるものではありません。真の宇宙の大真理をつかみ、大信念を有するものにして、はじめて肇国、宏遠、樹徳、深厚の勅語の真味が分り古今に謬らず、中外に悖らざる、我々が忠なら忠、孝なら孝という、一徳目を徹底さすには実に絶大なる確信を要するのである。」³¹

さらに、前述の姉崎博士の意見を繰返され、

「教育家の方に、勅語さえあれば宗教はいらぬ。宗教は反教育的であるという人があると同時に、宗教家の方にも、同様の偏見を持っている人のあることです。宗教さえあれば勅語などいらぬ。宗教は道徳以上である。人によって判定されたものより、聖典の方がはるかに偉大であ

²⁶, ²⁷, ²⁸ 根 210頁, 教 ③ 89頁

²⁹ 根 212頁, 教 ③ 90頁, 道 ① 134頁

³⁰ 森鉄三（歴史家）と谷沢永一（関西大学教授）の対談（雑誌『歴史読本』53年7月）

³¹ 根 212頁, 道 (1) 134頁

ると主張するものがありますが、これはもつての外です。宗教の聖典とても自然の発生ではなくして、何人が宗教的天才の感得した宇宙の大法則であり、天地の大法であるのであります。やはり人によって発見されたものであります。」^②

宗教的天才の感得した宇宙の大法則であり、天地の大法であるものは人によって発見されたものであるということは、旧約聖書の中の多くの予言者たちの言葉、新約聖書の中のイエス・キリストの教え、使徒パウロも同様に受取られるのではないだろうか。

小原先生は『宗教教育講座』（昭和3年）でも同じ項目をもうけて次のように続けられる。

「宗教的に眺めても、倫理的に観察いたしましても、わが教育勅語には何等矛盾もなく、欠陥も発見することが出来ないのであります。勿論、宗教上の經典の如く神秘性は少ないかも知れませんが、現人神としての天皇の仰言である故に、国民は一種の宗教的神秘を以て拝誦しているのであります。ここにおいて、我が国がかかる勅語を有することは、真に慶賀し感涙すべきことであり、宗教によって、その御趣旨の奉体を一層徹底すべきは希望するところであります。」^③

宗教的にいっても教育勅語は何等矛盾することはないとおっしゃる先生、これは先生の教育理念の一つであるところの「反対の合一」であると思われる。例えば、先生が身につけられたキリスト教がランシング先生から教えられた「あたたかい宗教」と尾島真治先生から教えられた「神の威厳」、やさしさときびしさの相反するものが「一如」となったようなものである。

万系一世の天皇とイエス・キリスト、まさに「反対の合一」の考えなくしてはどうして矛盾なしと考えられるであろうか。

19世紀後半に欧米宣教師によって導入されたキリスト教は、その教えの、唯一で創造者である神、主イエス・キリストの信仰、それに立脚した人間観・価値観は日本人にとって異質なものであったはずなのに、当時のキリスト者の大勢は天皇制イデオロギー攻撃に対して自己の立場を弁護し続けるうちに、その異質的性格は磨滅してしまって、むしろ天皇制に忠実なキリスト教になってしまったといわれる。

「教育と宗教の衝突」^④ 論争で井上哲次郎に執拗に反論した柏木義円でさえも、天皇に信頼と尊敬の念を抱く明治人である。

「柏木によれば天皇は『立憲君主国の通誼』として『最高至高にして神聖』であるが、宗

② 根 312 頁, 道 134 頁

③ 教 ③ 91 頁

④ 明治26年『教育時論』など

教、道徳、学問上の権威ではないから、人間の思想信条、良心の自由を犯すことはできない。」^⑤ という考え方であり、さらに、『勅語と基督教』において、「天皇は国民に徳目を示したが、どういう精神でこれを実行するかは、勅語とは別問題である。宇宙の中で最も高貴なものは敬虔の念、上のものへの献身的忠誠である。その極致は、君臣、父子がともに畏敬し得る神への崇敬である。これによって天皇に対する国民の忠節は誠実となり、天皇を元首とする国家は神の摂理にもとづき安泰になる。したがって、キリスト教は勅語と衝突しないのみならずその忠孝道徳を成就する。」^⑥ といっている。柏木は、キリスト教にふれることによって一方では近代的立憲君主制に即した人間の自由を唱え、他方では天皇に仕える万民の相対的価値を最大限にひき出すことを考えたのである。この考えにもとづいて、彼はこれらを危くする天皇制イデオロギーや民衆の自由と生活を踏みじじる支配層を批判したのである。

① 勅語は解釈してはならないという意見に対して

「一部の人には勅語を奉体するに当りて、彼此理屈がましい解釈をつけては勿体ないことで不敬である。解釈なぞせずに読んで字の如く奉体すべきであるという意見があるが、御言葉の上に表われたることのみならず、出来るだけ、その根底に触れ、その根底にひそむ広博深遠なる意味をも窺いてこれを教授し伝達せねばならぬ。然らざれば生徒をして勅語の御趣旨を泰体せしむることは出来ない。

自己の学問、自己の心的経験を以てこれを解釈するより外ないのである。皇室のこと、建国の由来、国家のこと、各徳目論、人民のこと、世界人類のこと、人事一般に關しての廣大無辺の趣意はなかなか容易に窺うことは出来ない。」^⑦

勅語は、井上哲次郎の『勅語衍義』の外に、さまざまな解説書が刊行されたが、一般の人々にはその真意がよく理解されることなく、御真影とともに奉安され、その儀式を守るために多くの人々が翻弄させられたのである。

「教育者は自分自身の解釈に従って、教育者としての彼の知的、意的生活をして行くのである。それよりも外に道はないはずである。ただ問題は自分自身であってはいけない。同時に突飛な危険なかぶれた自分自身でもいけない。われわれはドコまでも正しい自己を発見することを努力せねばならない。結局は勅語を深く生かして行くには自分自身が絶えず深く高くなって行くより他はない。」^⑧

⑤ 土肥昭夫論文 前掲雑誌「福音と世界」(昭和53年4月号)64頁

⑥ 土肥昭夫論文 同 64頁

⑦ 道 ① 122頁

⑧ 道 ① 124頁

② 権力説を以て勅語を解釈する人々に対して

「勅語は天皇の仰せられ給いし御言葉なるが故に権威ありという意味であって、天皇の仰せられ給いし御言葉なるが故にというのは、天皇がやがて権威その者であらせらるるが故にという意味になるのである。」³⁹⁾

この御自分の意見に因して、小原先生は藤井健次郎博士⁴⁰⁾が『丁酉倫理講演集』第140号に書いている意見を引用される。要点を抜粋してみると、

- i) 眞の権能は神であって法王ではない。法王の権威は唯神の権威を借りての上のことである。それと同じ道理で、一国の君主が、自ら道徳に服従して、而も道徳の権威なりといひ得る場合は、それは、それ以上のものを代表としてである。「子孫臣民ノ即ニ遵守スベキ所」という御言葉や「朕爾臣民ト俱ニ袵々服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトラ庶幾フ」という御言葉が厳然と存しているのである。是は万代に至らせ給う所の先帝陛下の御子孫も皆御守り遊ばさるべき道であり、又陛下御自身も皆のものどもと御一緒に御守り遊ばさると仰せられるものなることは申すまでもなかるべし。
- ii) 「斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」という御言葉によって拝し奉つれば、孝・友・和・信等は仰せ出されしが為に善なり、道徳となつたのではなく、善なり、道徳なりと認め遊ばされたが故に、仰せ出されたるもののように拝し奉るのである。
- iii) 権威にはその権威なりと認めたるものを尊敬し、之に畏服するという主観的要素が含蓄せられてあるものなるが故に、権力は必ずしも権力ではない。
- iv) 若し君主を道徳の権威とすれば、その疑義を裁決するものは必ずその君主でなければならぬ訳であるが、しかし君主一人でそれを果たすことは出来るであろうか。君主一人で出来ぬとすれば、司法裁判所のように全国に非常に多数の道徳裁判所を置いて裁決せしめねばならぬであろう。然しそれを果して実際に行わさるべきことであろうか。而して実際は如何にして居るかと言へば、銘々自分の良心に照して裁決している。而してその裁決に安んじているのである。その意味で、我等の實際生活に於ては良心を以て権威としているということが出来る。
- v) 国民としての道徳と人類としての道徳生活との矛盾、衝突は一国の君主としてもそれを解いて裁決を与える権威たることは出来ない。
- vi) 道徳意識は之を個人に見るに、之を民族一般に見るも、漸次進歩するものであることは疑いない。道徳意識が漸次博く且つ深くなれば、君主よりも高い権威を求めるようになる。自然法・神天である。
- vii) 一定の道徳の説明が出来、行ふべきもの、行わねばならぬというものが明瞭になつたならば、人はその信ずる所の倫理説の立場に立って十分の確信をもち、裏表なく全心情を以てその道徳を実行することが出来るのである。教育勅語の権威はその勅語なるが故なりとの見解と異つた立場に立っていても、それ等の見解を懐いている人と同じように、全心情を次てその御趣意を奉体するに於ては何等の差支えあるものでない。

以上のように引用されたのち、小原先生ご自身の意見として：

³⁹⁾ 道 (1) 124頁

⁴⁰⁾ 藤井健次郎 (1872～1931) 倫理学者

「われわれは何といっても、最後は人以上のところに道德の大法則を求めざるを得ない。かくいえば勅語を汚すものだなぞと偏狭な考えを起してはならぬ。決して吾人はかかる不遜な考えを毫頭微塵も有するものではない。却って勅語を真に尊敬し、真に生かしたい心からである。そのことは明瞭に、勅語の中にある訳である。『斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス』とある。実に陛下御自身の御制定ではなくして皇祖皇宗の遺訓だとある。しかも古今中外に施して悖らぬ天地の大道だとある。この雄大無辺なところにわれわれは非常な敬意を払わねばならぬ。『朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ』とある。何と有難い御諚ぞ。吾人が感泣措く能わざるのはここである。御身からも拳々服膺ましまして、臣民と其徳を一にせんことを庶幾い下さるところにわれわれ臣民の言い尽くせない恐懼があるのではないか。共に修徳のために、いそしむとの御心何と勿体ないではないか。しかしこれくらいわれわれ一人一人を御認め下さったものはないと思う。

『億兆其処ヲ得サルハ是レ朕カ罪ナリ』とは聖上陛下の御諚ではないか、何で権力を以てわれわれに強いられよう。

外からの權威や命令と思わないで、宇宙の大法則、天地の大公道であり、しかも己が裡なる神の声、真我の命令として、自己の内に発見し、自己のものとして、これを体認し、自己の真に人間として進むべき道を指示して下さったものとして感謝して、それに、服従するものでなければならぬ。

③ 日本特有のものとして狭義に解すべからず

勅語に明示してある『中外ニ施シテ悖ラス』である。天地の公道である。」^{④①}

これまで長文を引用してきたが、小原先生は勅語の中から深いものを読みとり、それをすべての人たちが気づいてくれたらという願いのもとにこれを書かれたのである。

次にこういうお考えの先生が戦時体制下であってどのようにすごされたかをたどってみたい。

Ⅲ 戦時体制下の小原國芳先生

1. 戦前・戦中の小原國芳先生

昭和53年（1978）10月15日、弘前では自衛隊28周年記念式典が行われ、その一つとして繁華街のパレードがあった。約600人の隊員が音楽隊を先頭に、「ジープ積載106ミリ無反動砲、中型車両積載の107ミリ迫撃砲など13両の車両。」^{④②}などが参加していたというが、

④① 道 ① 120～132頁

④② 53年10月16日 東奥日報

野戦部隊のトビトビ模様の制服を着た隊員や鉄砲をかついだ隊列を足並をそろえて行進しているのを見て、有事立法が問題になっているこの頃であることもあって背筋が寒くなる思いをしたが、小原先生が昭和11年に書かれている文を見る時、時代の差を感じる。

「聖上陛下に直接御観閲を受ける時の将卒ほど光栄に満ちた瞬間はなかりうと思う。観せて頂くわれわれにしても、ただ感激そのものである。威風堂々たる、一糸乱れざる、この大陣営を、この軍国日本の偉大さを、まのあたりに見ながら、わけもなく、ただ涙がこぼれて仕様がなかった。

その涙は！ 悦びの涙であると同時に、淋しさの涙であった！ お互の教育日本は！ と思った時に。」^{④③}

「学制」以来国家主義と絶対主義の確立を期して進んできた日本は、漸次それが発展して、軍国主義・神国主義から超国家主義・帝国主義へと進み、昭和6年（1931）満州事変が勃発したが、それに前後した右翼の勢力が強まり、陸軍将校の桜会や血盟団が組織されたりで、ファッション的な行動は、しばしば事件を惹き起した。このファッションが教育界にも進展していき、教学刷新の準備が始められる。

昭和11年の夏季教育講習会講演の「日本の精神論」の中で「明治初年にあまりに外国の文化に心酔しすぎた頃、明治天皇は教育勅語を發布せられ、国民の欧化熱を抑えられた。また明治の末期にはクロボトキン^{④④}の思想が国民を感ずるものとなって『ほしい戊申詔書』^{④⑤}が宣布せられた。その他、国民精神作興に関する詔書などによって国民はいまじめられ、われわれが徒らに外国思想にかぶれぬように自分の足場を忘れないように常に注意を払って下されるのである。」^{④⑥}

教育勅語を通して確立された、天皇を倫理の絶対的な発源者（大本）とする倫理観は、ある時には教科書制度そのものの改訂に、ある時には、歴史教科書の内容改訂に発展していったが、第4期国定教科書の頃^{④⑦}から、第5期国定教科書^{④⑧}へと、その教育目的が、「臣民の道」の教化と、軍国における「忠君愛国」の精神の鼓吹にあることが示された。そして教科書は、従来の国家主義的な教育に一層深い哲学的基礎を与え、「肇国の精神」と「神国観念」が強調されたのである。

昭和期の教科書は、大正期に芽生えた大正デモクラシーの要素をつみとり、超国家主義教育を強要し、侵略戦争への国民の精神的な準備を努めた。

④③ 教 ④ 181頁

④④ Pyotr Alekseevich Kropotkin (1842—1921) ロシアの無政府主義者・革命家・地理学者

④⑤ 明治41年

④⑥ 教 ④ 288頁

④⑦ 昭和8年

④⑧ 昭和16年

国民科修身に要求された道徳は、すべてが「天壤無窮の皇運扶翼」に帰一されることによって、「臣民の道」にもとる一切のモラルが排除されて、修身にかろうじて残ることを許された徳目や教材は、すべてそれ自身の価値や意義を押しまげられて、強引に皇国民の道へと結びつけられ、研究や学問もそれ自体の価値を離れて、「学問はその究極を国体に見出すとともに、また皇運扶翼ということをも以てその任務となし」⁴⁹とゆがめられたのである。教科書によって皇国民の錬成はまさに徹底的に行われ、校内の行事や儀式が錬成の場となっていったのである。

このような時に、小原先生は明治天皇の教えの偉大さを書いておられる。昭和13年3月の『教育日本』には、「この国に、この聖天子の下に、みな、はぐくまれて力強く、この国に生まれたその有り難さを感じて行けるこのうれしさ、ありがたさ！ この中心点あればこそ、如何に自由に、如何に大胆に、如何に個性を発揮しても、一切の諸々の天上の星たちが、浜のまさごを撒き散らしたような、あの幾千億の星々の群が、実に整然として、それぞれの太陽が中心上において天道様をシッカと持って、整然たる大法則の下に大運行をしているというに、このありがたい、宗教的な法悦的大家族的な慈悲溢るこのありがたい太陽系！ これぞ、マコトの教育のあこがれの姿ではないでしょうか。うべなるかな、明治大帝の宣言し玉うた五ヶ条の誓文！

全く、新教育だ、日本に於てのみ健全に発育し得る。しかも、古今東西に悖らぬ、謬らぬ大原理ではないでしょうか。億兆を愛し尊重して頂き、誤りあれば、『朕が罪ナリ』と勿体なくも仰せられ、『広く会議』を興し、『万機公論ニ』決し、『世界ニ知識ヲ求メ』、『旧来ノ陋習ヲ破リ』、何と堂々たる新教育の大原理でしょう。一切の新教育の原理が力強く尽されておると思います。そのままが教育の根本原理になる五ヶ条の御誓文こそは教育勅語と同様に、お互が感激服膺すべき貴いものと思います。何と幸福なわが国の教育でしょう。ただ御聖旨を十分に咀嚼し促進しない制度や当局や一般人や教育者の罪こそ大きいと思います。」⁵⁰

同年同月大阪憲兵隊特高課長は基督教会に対して13項目の諮問状を提出したが、それは全国基督教会に異常な衝撃と波紋を起して、一般国民の注目をあびた。今まで小原先生の考え方を見てきたことによってもわかるように、明治天皇の教育勅語の精神が脈々と生きていたその時代の教会のほとんどは、「基督教は些かも我が国体と相反するものにあらず、其の伝道も亦専ら日本主義に立脚して行ひつゝある」⁵¹という答申をしたのである。

⁴⁹ 『初等科修身』2 教師用書 14頁

⁵⁰ 教④ 181,354頁 教⑤ 72頁

⁵¹ 同志社大学人文科学研究所 前掲書 1の96頁

その諮問事項に対する日本聖公会議長総裁名出保太郎の答申を引用してみるが、これによって当時のキリスト者たちの考えが少なからず理解されるのではないかと思うのである。

第一 基督教の神とは

基督教の神は天地万有の創造者又主宰者にしてエホバ（空間と時間を超越せる存在者）又天の父と称ふ。

第二 我国の八百万の神々に対する見解

八百万の神とは神代に於ては我々国民の祖先たる神々の如く学者の説に依れば自然物をも神として此名を用いたるが如くにも見え正確に答へ難し。

第三 我天皇と基督教の神との関係

至尊の御事に付ては過去50年伝道の生涯に於て未だ曾て問はれし事なく従つて掛けにも私にも口にせし事も書きし事もなく今日に至る。是れ実に世界の何国人も理解し能はざる絶対の信念（感情の超越）なり。御神勅に依て御位に即かせ給ひし皇祖宗より万世一系の現御神として統治し給ふ世界無比の国体ここに在り。

第四 外国皇帝（例へば英国皇帝）と神との関係

英国皇帝は英国を統治する主権者として神に立てられたる方として英国民が尊敬服従する事と信ず。他の諸国も亦同じからん。使徒パウロがローマの信徒に送りし書面の内に「凡ての人、上にある権威に服すべしそは神によらぬ権威なくあらゆる権威は神によりて立てらる」とあり、特に我々の注意すべきは、ローマ政府は少数の基督者に対しては寧ろ迫害こそあれ、同情ある政府に非ざりしがその権威に服従すべき事を教へたり、即ち其の権威は神の立てたる権威故に絶対に服従すべき事を命じたるなり、更に我国の独特なる点は他国の禪讓放伐の行はるゝ如きと、御神勅に依り立てられたる万世一系永久に継承統治し給ふと全く其根本に於て異なる事なり。

第五 勅語とバイブルの関係

勅語は国民として絶対に服従遵奉すべきもの、バイブルは靈魂の救を得る要道を載せられたる書物なり。

第六 教育勅語にある教育方針と基督教主義に依る教育方針との差異

明治初年の頃に設立せられたる所謂ミッション・スクールは何れの学校も其の規則中に基督教を徳育の基本とす、の語があり、聖書は正課として用いられたるが、明治23年教育勅語が發布せられしに依り何れの学校も全国皆之に従ひたり。而して宗教教育を情操の涵養と信念の養成の為に有志の間に科外教授をなす。（公立学校に於ても同主義）然るに一部には尚従米の如く教育勅語を奉ずるは無論なるが、それに聖書を正課として用ふる学校あり、此等の学校も其方針等差異あるに非ずして寧ろ道徳の実践上の力と為さんとする主義に外ならず。

第七 祖先崇拜に対する観念

一省 略一

第八 皇祖皇宗の神霊に対する観念

皇祖皇宗の御神霊は皇室の御先祖にまします故に臣下の国家の功労者の霊と異にして特に崇拜の念を以て事ふべき事と信ず。

第九 信仰の絶対の境地とは

信仰絶対の境地とは大悟徹底と法悦の心境を言ひし事かと思はる。

第十 信仰の自由に対する観念

信仰の自由は憲法の示されたる処にて如何に自由を許すとも安寧秩序を害する如き自由は許さるべきに非らず。

第十一 基督教は日本神道や仏教を偶像崇拜の迷信と称ふる理山

—省 略—

第十二 基督教と日本精神との関係

基督教と日本精神とは全く相一致す。

第十三 其他参考事項

現代に於ける最大の問題は防共に在り共産主義、マルキストの思想上の大根本は無神無靈魂唯物思想に在り、従て基督教を正面の敵となせり、此点に於て我基督教徒は思想上防共の戦陣に於て第一線に立って闘はざるべからず、茲に伝道報国の使命あり。数十年前大逆罪を犯せし幸徳秋水が獄中の著作として世に残せしは『基督抹殺論』なりし如きを見るも彼等が如何に基督教を敵とせしかを知り得べし、次に日本にある基督教は今日既に日本人の宗教なり、儒教を受けて之を消化し仏教を入れて之を我宗教とせし日本人は今や基督教も亦我宗教なり。㊸

さらに同年4月には日本軍立基督教会同盟が創立され、その規約第三条の中では、

「一 我等は大日本帝国に君臨し結ぶ万世一系の天皇を奉戴し国憲を重んじ、国法に遵ふ。

二 我等は外国の基督教団体と政治的経済的に何等の関係を有せず、独立自給イエス・キリストの福音を宣伝す」㊹

という条項がもうけられキリスト教は決してわが国体と矛盾をなすものではないことを確認しているのである。ここで考えさせられることは、小原先生は同年8月に『有難き御代に生れて』と題して、「何というこの上もない幸福であらう、働き甲斐のある聖代に生を享けて。長い長い間、鬱勃として潜んでいたわれらの精神が発露の聖戦である。アジア永劫の平和と幸福の為に、憤然立てるわれわれの大和魂をいやが上にも清く高く強く養い育てるのはこの秋である。」㊺と書かれ、戦争をも肯定しておられること、時代の流れとはいえアジアの平和と幸福のためには他国を戦場としての戦争が赦されているということである。

そして、小原先生は「ホントの教育道のために、一視同二に兵役にも、無論、戦争にも行けることを、更に、戦死もし、負傷もすることをホントの教育のために皇国日本のホントの教育の為に主張する。」㊻と続けられ、のちに、「一方だけしか教えられない人たちからは恐しい保守主義者と思われようが、あの平和主義のネールも、祖国を護るためには矛を取って立つと叫んだではないか。」㊼と断っておられるし、「平和は何人にも望むところである。しかも世界の不義の行われる以上、真の平和を来すために、戦争は避けられない。天に代りて不義を討たねばならない。という宗教的使命感がムクムク裡から猛然と湧いて来るのではないでしょうか。」㊽ この文を読むと時代の趨勢で戦いもまたやむお

㊸ 同志社大学人文科学研究所編前掲書1の97～99頁

㊹ 同志社大学人文科学研究所編前掲書1の108頁

㊺ 教④356頁

㊻ 教④362頁

㊼ 教④362頁

㊽ 教⑤167, 173頁

えなかったのだというふうにもとれるが、これは勅語の「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」という言葉が当時の常識となってしまったことを明らかにするものである。この言葉に絶対服従の時代であればこそ、戦争も正当化されたのだと思う。キリスト教界の各教派さえもが、すすんで国策に協力し天皇制官僚の親切的な指導と助言に従って、さらに宗教界における外来敵性宗教の烙印を脱するために自発的にかつ積極的に日本基督教団を結成⁵⁸し、これを天皇制国家と御用機関としていったとしても不思議はなかったのである。

これこそ、「反対の合一」を地でいくというべきものなのか。第二次大戦前の昭和16年8月の『全人』には次のように述べておられる。「かくて、日支事変に世界大動乱、この大混乱がお互いを深く強く高く教育してくれることを一面感識せねばならない。平和のための戦争、正義のための軍備、国防、文化のための国権……それらを大目標として二元総合、反対の合一を念願しながら進軍したいのである。」⁵⁹

昭和17年1月の『全人』によると、「いよいよ八紘一宇。皇軍大勝利。太平洋大勝利。アジア、そのためには何としても、今日にも一千万、二千万、五千万の若人が男女、勇ましく植民せねばならぬのです！ しかるに、人間情操を踏みにじり、芸術と宗教と学問とを無視しては決して、立派な植民できるものではないと思います。指導教師に、ホントに、立派な人物がはいって欲しいことです。」⁶⁰と歓喜に満ちている。こういう時代であればこそ教育が必要であることを力説なさるのである。同年5月の『全人』には「学科も大事であり、蔑も貴いし、勤労も必要だし、無論、忠君愛国の教育は日本人教育として眼玉でなければならぬことは言うまでもないことですが、大アジア経綸の教育においては実にまた、腹の教育、大望心の教育、大国民としての雅懐を持つ教育は、何としても必要だと思います。」⁶¹

昭和18年、いよいよ戦争がはげしくなっている様子を『全人』にかかれる、「世界は刻一刻、恐ろしく進展する。一瞬の油断もスキも許されない。聖戦はじまってすでに4年。漸く、勤労奉仕だの、増産だの、報国だの、みそぎだの、国民皆労だのと漸く言い出した。開校以来、われらが、労作だ、行だ、第二里行者だ、ピラミッドの土台石だ、開拓者だと叫び実行して来た教育にアトからついて来て貰うとるような気がする。うれしい限りである。」⁶²

戦争はどんどんエスカレートしていき、軍人・官僚たちは天皇陛下を除外して自分の立場を守るために、冷静さを失ない、キリスト教者たちの多くもまた自己防衛のために同調してしまったのである。

⁵⁸ 昭和16年6月25日

⁵⁹ 教 ⑤ 273頁

⁶⁰ 教 ⑤ 306頁

⁶¹ 教 ⑤ 312頁

⁶² 教 ⑤ 353頁

2. 戦後の小原國芳先生

昭和20年（1945）8月、4年近く続いた太平洋戦争はポツダム宣言を受諾することで終りを告げた。

小原先生の著書は昭和19年6月から昭和20年末まで空白になっている。「敗戦から進駐までの非常時！ 困乏のドン底！ 紙の配給も活字になる鉛も容易なく一ヶ月半も刊行できなかった。」^㉔とあった。

昭和21年（1946）、天皇は『年頭ニ於ケル詔書』^㉕を發布し、いわゆる「天皇の人間宣言」が行われた。極言すれば、長い間わが国民の精神的よりどころとなっていた天皇制は崩壊し、さらに昭和23年6月19日参議院において『教育勅語等の失効確認に関する決議』が可決されたことによって、これまでの天皇制教育の基礎となっていたものも崩れ去り、これに基づく軍国主義および極端な国家主義も排除されてその代りに民主主義教育が進められることになった。

小原先生の久しぶりの著書『全人』、昭和21年（1946）1月号には、「『万世ノ為ニ大平ヲ開カントス』何という偉大なる千古の宣言であろう。有史以来の悽愴なる戦いはここに、鶴の一声、終止符を打つに至った。しかも、『忍ビ難キヲ忍ビ』と、全く断腸の思いである。われは今、実に意義深き大敗北によってのみ知る尊き教訓を知り得た。『和平を求むる者は神の子となえられる』（山上の垂訓）こと、『剣で勝ち得たものは剣で滅びる』（ギボン^㉖の羅馬史）ことを、体力よりも、金力よりも、知力よりも徳力こそは一切の原動力であることを。」^㉗と書かれる。

小原先生は昭和の時代、戦後もなお明治天皇の言葉を尊崇の念をもって引用されるが、大正天皇、今上天皇はどのように戦争にかかわってこられたのかについては全然ふれておらず元老や政治家そして新聞人の責任を問うておられる。

「宗教と哲学とを拒否した明治以後の日本の軍閥は日清戦争以降、増上慢、思い上って国家存在の意義を見失った。芸術学も倫理学も教育学も与えられなかった日本の財閥は理想主義から遠く離れて自己の懐を肥やすために軍閥と結びついて民を塗炭の苦しみに陥れた。元老は元老で、陛下を誤らせ申し、卑法にも自己の責任を逃れようとしている。日本の官憲であった。明治大帝は有り難くも『広く会議ヲ興シ万機公論ニ決セヨ』と御誓約頂

㉔ 雑 ③ 181頁

㉕ 昭和21年1月1日、「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ラズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、悪テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニ非ズ」（原田忠四郎著 前掲書 308頁）

㉖ Edward Gibbon (1737—1794) イギリスの歴史家

㉗ 教 ⑤ 380頁

いたのに、言論は圧論は圧迫され、自由は緊縮された。事の真相を国民に告げずして、国民を盲人においた新聞人の罪も大きい。魂の世界を担当し、誤れる指導者に鉄槌を加うべき筈の宗教家も卑法であった。さらにさらに、民の蒙を啓くべきわれわれ四十万の教育者は特に弱かった！⁶⁷

昭和21年9月の『新教育』にはじめて、戦時中の玉川の様子が書かれている。「戦争中幾度か、玉川もつぶされるようとした。スパイか刑事のような姿で幾度か視学官が来た。だが、やって見よと腹では煮えくりかえったものでした。が、御時世が来た。督学官も代った。特に東京の督学には、早くも、立派な人たちがそろわれた。」⁶⁸

そして、ご自分に対する批判に対しても次のように弁明される。昭和21年10月の『企人』に「これでも真赤なサツマ人の血潮はにぎっている。赤といっても誤解されては困る。私は右でも、左でもない、中道を歩いとるのだ。フィフテ⁶⁹になりきって、祖国復興のためにも、叫んでいるのだ。」⁷⁰と同じく、「私を教育界の山師だって、全く、そうである。偉大なる山師だって、全く、そうである。偉大なる山師たらんことを念願し、努力しているのである。」⁷¹さらにご自分の心情を強調していわれることは、「戦前、私はキビシク、真ん中に来るべく東西南北、説いて廻った。それを『左党』と誤解された。戦後、また、マンナカに帰れと忠告しとる。私は新教育55年、まあ真ん中を歩いて来てるのに、自分たちが右往左往しとるのをさとらず、私は左だと誤解して危険視したり、右と見て、『いつ転向したのか』とは全く滑稽千万である。しかも、私が新教育55年を左右にぐらつかず、たえず、真ん中を堂々と闊歩し得たのは、祖父の寺子屋精神と、強いサツマ魂と、少年の頃から培われたキリスト教の教えと、ヒロシマの北条教育と、深い京都哲学のオカゲであった。」⁷²とあるが、小原先生を支える多くのものの中の一つとしてのキリスト教の信仰はガラテヤ人への手紙2章19～20⁷³とマルコによる福音書8章34～35⁷⁴のみ言葉に凝縮されていることは前号でふれたとおりである。

⁶⁷ 教 ⑤ 381頁

⁶⁸ 教 ⑤ 409頁

⁶⁹ Johann Gottlieb Fichte (1762—1814) ドイツの哲学者

⁷⁰ 教 ⑤ 420頁

⁷¹ 教 ⑤ 423頁

⁷² 教 ⑦ 176頁

⁷³ 「わたしは、神に生きるために、律法によって死んだ。わたしはキリストと共に十字架につけられた。生きているのは、もはや、わたしではない。キリストが、わたしのうちに生きておられるのである。」

⁷⁴ 「だれでもわたしについてきたいと思うなら、自分を捨て、自分の十字架を負うて、わたしに従ってきなさい。自分の命を救おうと思う者はそれを失い、わたしのため、また福音のために、自分の命を失う者は、それを救うであろう。」

昭和21年11月3日、主権在民を主軸とした真の民主憲法・平和憲法としての日本国憲法が公布された。そして翌22年3月31日、新しい憲法に基づいて教育の基本を規定した「教育基本法」が公布されたのである。

昭和27年になってようやく『勅語』を取上げられる。「勅語ですらも、長年日本人は誤解していた。他律的だとか、天子様の命令だという風に解釈してはいけない。メイメイのうちなる道徳律の命令・自己の内なる叫び、神や仏の無上命法と思ひ、その命令に、そのsollen（べし）に対してメイメイが忠実であるのが、本旨なのである。事実、勅語の中にハッキリと、『古今中外ニ施シテ悖ラス、天地の大道』と、『拳々服膺センコトヲ庶幾フ』とある。国民一人一人が、メイメイの内に自覚して、勅語に挙げてある徳目の一々をわがものとして、自律的に行うところに意味が高いのである。決して、天子様の御命令ではない。各人各人の良心の命令に絶対に忠実であることが人間の道である。」⁷⁵と。

昭和32年12月の『企人』では、「過去の老校長たちの勅語の取扱い方のバカ鄭重さはホントに、ムシロ滑稽でした。ヤソ教徒。しかもカトリック教徒でない新教徒の私たちから見るとイヤなものでした。御真影に対する態度も。殊に、あの戦争中の奉安庫なぞ全く行きすぎでした。私はこわくもあったものですから、成城・玉川を通して38年間、戴きませんでした。」⁷⁶

「皇室を尊敬できなかつたり、甚しきは卑下したり、大統領にしたらといったような人々を教会員の中に見出すことは、たまらなく不愉快です。

憲法でも、国民の『象徴』として厳然と明記してあるものを、尊崇のできない気持こそ憐れに思います。『カイゼルのものはカイゼルに返せ』⁷⁷と教えたキリストの教訓を考えてみても、チットモ皇室の存在はキリスト教と何等矛盾を感じないのではないのでしょうか！」⁷⁸

象徴としての天皇と信仰の対象としての神（キリスト教）は時代の流れの中にあつてからみあいながら、これまで、明治・大正・昭和と明治100余年の歳月を経てきた。権力者の天皇から、象徴の天皇へと、天皇の地位は変つたが、背後にある神は不変であることが今さらながら知らされる。

⁷⁵ 教 ⑥ 131頁

⁷⁶ 教 ⑥ 250頁

⁷⁷ ルカによる福音書 20章24節

⁷⁸ 教 ⑥ 252頁

